

# 説明資料

(移動支援サービスの運用変更について)

平成29年10月から、  
尼崎市の移動支援サービスの  
運用が変わります。

## 主な変更点について

支給決定基準（ガイドライン）の  
運用について

移動支援の区分と報酬単価の変更  
について

受給者証の取り扱いについて

しきゅうけっていきじゅん  
**支給決定基準（ガイドライン）の**  
うんよう  
**運用について**

2

うんよう  
**ガイドラインの運用について**

しきゅうけっていきじゅん なん  
**Q 1：そもそもガイドライン（支給決定基準）って何ですか？**

いどうしえん りよう たいしやうしゃ  
➡ **移動支援サービスをご利用いただける対象者やサービス**  
たいしやう がいしゅつ はんい しきゅうりやうなど ほんし きじゅん  
**の対象となる外出の範囲、支給量等について、本市の基準**  
さだ  
**を定めたものです。**

なん さくせい  
**Q 2：ガイドラインは何のために作成されたのですか？**

りようしゃ じぎやうしゃ みな ほんし いどうしえん  
➡ **利用者や事業者の皆さまに、本市の移動支援サービスの**  
きじゅん しめ だれ わ  
**基準をあらかじめお示しし、誰もが分かりやすいサービス**  
こうへい てきせい きゅうふ おこな  
**とすることで、公平かつ適正なサービス給付を行うために**  
さくせい  
**作成したものです。**

3

## ガイドラインの運用について

Q3：ガイドラインには、どのようなことが定められているのですか？

➡ 移動支援サービスを支給決定するにあたり、必要となる次の4つの事項について、本市の基準を定めています。

**サービス内容**（対象の範囲、対象となる・ならない外出）

**Q&A**（利用条件や例外的に利用できる場合の具体例など）

**対象者**（支給対象となる人の条件）

**支給量**（標準基準時間など）

詳しい内容は、同封の「**尼崎市移動支援事業支給決定基準**」をごらんください。

4

## ガイドラインの運用について

Q4：ガイドラインが運用されると、今までと何が違うのですか？

➡ 平成29年10月から運用を始めるガイドラインについては、大きくサービス内容や利用条件などを変更しています。

例えば、これまで移動支援サービスの利用にあたっては、

「自宅から出発して自宅まで戻ること（ドア・ツー・ドア）」を

原則としていましたが、ガイドラインの運用後は、**外出先**

**からサービスを開始することや、外出先までのサービスの**

**利用も可能**になるなど、今までよりも使いやすい移動支援

サービスに変わります。

詳しい内容は、同封の「**尼崎市移動支援事業支給決定基準**」をごらんください。

5

## ガイドラインの運用について

Q5： 昨年さくねんの12月がつに、「ガイドラインあん（案）そうぶ」が送付そうぶされましたが、その時ときから何か内容なにが変わないようったのですか？

➡ 利用者りようしゃの皆さまみなからご質問しつもんやご要望ようぼうが多おおかった外出例がいしゅつれいなどについて、改あらためて協議きょうぎを重かさね、修正しゅうせいしています。

例えば「通年つうねんかつ長期ちようきにわたる外出がいしゅつ」については、具体的くたいてきに、どのような外出がいしゅつが該当がいとうするのか分わかりにくかったため、今回こんかい、その考え方かんがを詳細かたに記載しようさいするよう修正しゅうせいしています。

また、「飲酒等いんしゅとうを伴ともなう外出がいしゅつ」については、利用りようできる場合ばあいの想定そうていを「Q & A」に整理せいりしており、その条件等じょうけんとうを満みたしている場合ばあいは、サービスりようを利用りようすることができます。

詳しい内容は、同封の「尼崎市移動支援事業支給決定基準」をごらんください。

6

## ガイドラインの運用について

Q6： 「通年つうねんかつ長期ちようきにわたる外出がいしゅつ」の詳細しようさいな考え方かんがとは、どのようなものですか？

➡ 「通年つうねんかつ長期ちようきにわたる外出がいしゅつ」については、散歩さんぽや公園こうえん内ないでの軽易けいいな運動等うんどうとうであれば、定期的ていきてきで継続けいぞくした外出がいしゅつであっても、利用りようを認みとめていきます。

また、「就労継続支援しゅうろうけいぞくしえんの開始時かいしじの通所訓練つうしょくねん」や「事業所等じぎょうしどうの帰かえりに自宅じたくに戻もどらず、そのまま移動支援いどうしえんサービスりようを利用りようして外出がいしゅつすること」についても、利用りようできる場合ばあいの想定そうていを「Q & A」に整理せいりしており、その条件等じょうけんとうを満みたしている場合ばあいは、サービスりようを利用りようすることができます。

詳しい内容は、同封の「尼崎市移動支援事業支給決定基準」をごらんください。

7

# 移動支援の区分と報酬単価の変更 について

## 移動支援の区分と報酬単価について

Q7：移動支援の区分は、どのように変わるのですか？

移動支援サービスの区分については、平成29年10月から、障害支援区分（ ）や移動に必要な支援の度合いなどを考慮して、次のとおり、新たに3つの区分に変更します。

げんこう くぶん きゅう 現行の区分（旧）	あら くぶん しん 新たな区分（新）	たいしょう もの 対象となる者
しんたいかいじ ともな 身体介護を伴う	じゅうどいどうしえんくぶん 重度移動支援区分	じゅうどほうもんかいじ 「重度訪問介護」または こうどうえんご たいしょうそうどう ひと 「行動援護」の対象相当の人
しんたいかいじ ともな 身体介護を伴わない	しょうがいしえんこうくぶん 障害支援高区分	しょうがいしえんくぶん ひと 障害支援区分4・5・6の人
	しょうがいしえんていくぶん 障害支援低区分	しょうがいしえんくぶん ひと 障害支援区分なし・1・2・3の人

しょうがいしえんくぶん しょうがいいくし かいきゅうふ りよう しんせい しちようそん  
障害支援区分とは、障害福祉サービス（介護給付）を利用（申請）するにあたり、市町村が  
にんてい くぶん  
認定する区分となります。

## 移動支援の区分と報酬単価について

Q8：報酬単価は、どのように変わるのですか？

事業所に支払う各区分の報酬単価（ ）は、次のとおりとなります。

げんこう くぶん 現行の区分	ほうしゅうたんか 報酬単価	びこう 備考	あら くぶん 新たな区分	ほうしゅうたんか 報酬単価	びこう 備考
しんたいいかに 身体介護を ともな 伴う	4,239円	そうちよう やかん 早朝・夜間 しんやかさん ・深夜加算	じゅうどいどう 重度移動 しえんくぶん 支援区分	2,978円	そうちよう やかん 早朝・夜間
しんたいいかに 身体介護を ともな 伴わない	1,590円	あり	しょうがいしえん 障害支援 こうくぶん 高区分	2,554円	しんやかさん ・深夜加算
			しょうがいしえん 障害支援 ていくぶん 低区分	2,130円	なし

上の表にある報酬単価は、「30分以上1時間未満」のサービス提供にかかる金額を例示しています。  
報酬単価はサービス提供時間が30分増すごとに段階的に上がります（「7時間30分以上」が上限）。

なお、利用者負担が発生している人（市民税課税世帯の人）については、これまでどおり報酬単価の1割が、原則として利用者負担額となります。

10

## 受給者証の取り扱いについて

11

## 受給者証の取り扱いについて

Q9：今持っている受給者証は使えなくなるのですか？



新たな移動支援の区分が、  
「障害支援低区分（障害支援区分なし・1・2・3の人）」  
または「障害支援高区分（障害支援区分4・5・6の人）」  
となる人は、現在お持ちの受給者証を、平成29年10月以降  
も継続して使っていただけます。  
ただし、新たな移動支援の区分が「重度移動支援区分」  
となる人については、受給者証の書き換えが必要（ ）と  
なりますので、手続きをお願い致します。

「重度移動支援区分」となる人には、「お知らせ（受給者証の書き換えについて）」を  
同封していますので、手続きの方法や期限等については、そちらをご確認願います。

12

## お問い合わせ先

しょうがいしゃじりつしえんじぎょうたんとう  
障害者自立支援事業担当

でんわ  
電話：06 - 6489 - 6352

ファクス：06 - 6489 - 6351

ほけんしょしよっぺいたいさくか  
保健所疾病対策課

でんわ  
電話：06 - 4869 - 3053

ファクス：06 - 4869 - 3057

いどうしえん うんようへんこう きょうりょく  
移動支援サービスの運用変更にご協力いただきますよう、  
ねが もう あ  
よろしくお願ひ申し上げます。